



目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定予定の通知（10件）（治山林道課）	1
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	3
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	3
○道路の区域変更（道 路 課）	3
◎指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任（建築指導課）	3
○建築基準法による道の指定（ " " ）	3
公 告	
○公印の改刻（文書情報課）	4
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	4
正 誤	
◎正誤（平26・12・19付け 告示ほか）	5

告 示

高知県告示第591号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市吉良川町宇宝蔵庵乙5133、乙5137
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇宝蔵庵乙5133・乙5137（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第592号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市佐喜浜町立花2760の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字立花2760の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第593号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
宿毛市橋上町坂本字小川山468の41
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第594号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐江川崎字トイノ谷口西平山2824の1、2824の2、2824の8、2825の1から2825の3まで、2826の1、2826の6

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トイノ谷口西平山2824の1・2825の3・2826の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第595号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐江川崎字ツルイノ前2392、字城山3254、3255

の1、3256、3257

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城山3256・3257（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第596号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年10月16日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡馬路村馬路字押谷2768の13、字夏尾北平2805の23

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字押谷2768の13（次の図に示す部分に限る。）、字夏尾北平2805の23（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第597号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年10月16日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡構原町横貝403、461、462

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
横貝403・461（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第598号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年10月16日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡構原町下西の川859、860、865、866

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下西の川860・865・866（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第599号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年10月16日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町中神ノ川字影ノ平654の7から654の9まで、660のイの1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字影ノ平660のイの1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第600号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年10月16日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町十和川口字クメヤシキ851の1、957の1から957の4まで

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字クメヤシキ851の1・957の3・957の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第601号
 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
 平成27年10月16日
 高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分
 高知県漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合及び旧以布利漁業協同組合の地区
 小型かつお漁業及び大型定置漁業

高知県告示第602号
 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年10月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成27年10月16日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
 2 作業期間
 平成27年9月24日から平成28年2月29日まで
 3 作業地域
 幡多郡黒潮町の一部

高知県告示第603号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成27年10月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西峰字 トドロ1350番2から 長岡郡大豊町西峰字 カシノヤスバ1390番 4まで	前	4.8 }	65
	後	4.8 }	65
長岡郡大豊町西峰字 葛谷ノ下タ4723番4 から 長岡郡大豊町西峰字 葛谷ノ下タ3078番3 まで	前	4.3 }	110
	後	4.3 }	110

高知県告示第604号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。
 平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 株式会社東京建築検査機構
 東京都中央区日本橋富沢町10番16号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う区域
 高知県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
 (1) 構造判定事業部
 東京都中央区日本橋富沢町10番16号
 (2) T B T C名古屋構造センター
 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号
 (3) T B T C九州構造センター
 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務
 5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
 平成27年10月16日
高知県告示第605号
 次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
 平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直


香南市野市町上岡字手水屋敷2538番4から2542番地先に至る延長63メートルの道

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、改刻した公印を次のとおり公告する。

平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
専用知事印		許可、認可、登録、免許、命令、検査、認定、承諾、承認、裁定、契約、不動産の登記等	平成27年11月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市川北江川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
監事	野町 榮司	安芸市川北乙740
(就任)		
監事	川谷 守	安芸市川北乙282

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・12・19	9700	◎告示	8	左 (30・31)	久保浦	久保浦(2)
平27・5・29	9740	○告示	2	左 (40・41)	(国有林標柱105号)	(国有林標注105号)
				中 (42・43)	(国有林標柱105号)	(国有林標注105号)